

○長沼町太陽光発電施設の設置に関する条例施行規則（素案）

（趣旨）

第1条 この規則は、長沼町太陽光発電施設の設置に関する条例（令和 年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（事前協議）

第2条 条例第8条第1項の規定による事前協議は、事前協議書（様式第1号）により行うものとする。

（周辺関係者への説明）

第3条 条例第9条第4項の規定による報告は、周辺関係者説明結果報告書（様式第2号）により行うものとする。

（届出）

第4条 条例第10条第1項の規定による届出は、太陽光発電施設事業計画届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 条例第10条第3項の規定による届出は、事業計画変更届出書（様式第4号）により行うものとする。

（届出を要しない軽微な変更）

第5条 条例第10条第3項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- （1） 設置工事の着手予定日又は完了予定日を予定日とされた日後にする変更
- （2） 太陽電池モジュールに係るものを除く工作物の構造耐力上主要な部分以外の部分の材料又は構造の変更

（工事完了の届出）

第6条 条例第11条の規定による届出は、工事完了（中止）届出書（様式第5号）により行うものとする。

（廃止の届出）

第7条 条例第12条第1項の規定による届出は、事業廃止届出書（様式第6号）により行うものとする。

2 条例第12条第2項の規定による届出は、事業廃止完了届出書（様式第7号）により行うものとする。

（立入調査）

第8条 条例第15条第2項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書（様式第8号）によるものとする。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

事前協議書

年 月 日

長沼町長 様

事業者 住所

氏名

印

(法人にあっては事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

長沼町太陽光発電施設の設置に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり協議します。

施設の名称				
事業区域の所在地				
事業区域の地番・地目・面積 (㎡)				
事業区域土地所有者	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> その他 ()			
事業の種類	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 移設 <input type="checkbox"/> その他 ()			
施設の発電出力	キロワット			
太陽電池モジュール (太陽光パネル) の種類	製造事業者		種類	
	形式番号		枚数	
事業概要 (位置・構造・土地造成等)				
工事着手予定年月日	年 月 日			
工事完了予定年月日	年 月 日			
維持管理方法 (廃止後において行う措置等を含む)				
事業者の連絡先	住所 (所在地) 氏名 (名称) 所属・職氏名 電話番号			

- 備考 1 工事の着手とは、太陽光発電施設の設置のみならず、設置に向けた森林伐採、土地造成等の準備行為を含みます。
- 2 記入欄が足りない場合は別紙として添付してください。
- 3 位置図、施設配置図、土地造成計画図を添付してください。

周辺関係者説明結果報告書

年 月 日

長沼町長 様

事業者 住所

氏名

㊞

(法人にあつては事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

長沼町太陽光発電施設の設置に関する条例第9条第4項の規定により説明結果を報告します。

施設の名称	
事業区域の所在地	
説明会等の日時及び場所等	開催日 年 月 日 時 分～ 時 分 場 所 説明者 周知方法及び周知範囲
参加人数及び参加者氏名	
説明会等の状況 (内容)	
周辺関係者の意見及び要望等	
意見及び要望等に対する回答内容	
<p>上記について、説明会の内容と相違ありません。</p> <p>年 月 日 行政区等名 代表者名 電話番号</p> <p style="text-align: right;">㊞</p>	

- 備考 1 説明会等を複数回開催した場合は、開催ごとに作成してください。
- 2 戸別訪問等により説明した場合は、本様式に準じ、戸別訪問先ごとに作成してください。
その場合、戸別訪問先の氏名・名称は行政区等の欄に記載してください。
- 3 説明会等の開催周知チラシ、配布資料等があれば添付してください。
- 4 周知を行った地域の範囲を示した図面を添付してください。

様式第3号（第4条関係）

太陽光発電施設事業計画届出書

年 月 日

長沼町長 様

事業者 住所

氏名

印

（法人にあっては事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

長沼町太陽光発電施設の設置に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり事業計画を届け出ます。

施設の名称・設備ID				
事業区域の所在地				
事業区域の地番・地目・面積（㎡）				
太陽光発電施設の出力	キロワット			
太陽電池モジュール（太陽光パネル）の種類	製造事業者		種類	
	形式番号		枚数	
太陽光発電施設の位置、構造、土地造成等				
工事着手予定年月日	年	月	日	
工事完了予定年月日	年	月	日	
稼働開始予定年月日	年	月	日	
太陽光発電施設の維持管理の方法（廃止後において行う措置を含む。）				
関係機関との協議・手続きの状況				
事業者の連絡先	住所（所在地） 氏名（名称） 所属・職氏名 電話番号			
その他事項				

備考 1 周辺関係者説明結果報告書（様式第2号）を添付してください。

2 工事の着手とは、太陽光発電施設の設置のみならず、設置に向けた森林伐採、土地造成等の準備行為を含みます。

3 関係機関との協議・手続き状況の欄には、行政機関と協議した事項や許可、届出等の手続きの状況を記載してください。

様式第4号（第4条関係）

事業計画変更届出書

年 月 日

長沼町長 様

事業者 住所

氏名

印

（法人にあつては事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

長沼町太陽光発電施設の設置に関する条例第10条第3項の規定により、届け出た事業計画の変更について、次のとおり届け出ます。

施設の名称・設備ID		
事業区域の所在地		
事業計画届出年月日	年 月 日	
変更しようとする内容	変更前	
	変更後	
変更しようとする理由		
関係機関との協議・手続きの状況		
その他事項		

備考 1 変更しようとする内容を説明した周辺関係者説明結果報告書（様式第2号）を添付してください。

2 変更前の太陽光発電施設事業計画届出書に添付した資料が変更となる場合は、変更後の資料を添付してください。

3 関係機関との協議・手続きの状況の欄には、事業計画を変更するために行政機関と協議した事項や許可、届出等の手続きの状況を記載してください。

様式第5号（第6条関係）

工事完了（中止）届出書

年 月 日

長沼町長 様

事業者 住所
氏名

印

（法人にあつては事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

長沼町太陽光発電施設の設置に関する条例第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

施設の名称・設備ID	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	平方メートル
太陽光発電施設の出力	キロワット
工事完了（中止）年月日	年 月 日
稼動開始年月日	年 月 日
（中止の場合） 事業中止の理由及び中止期間 中の措置等	
その他事項	

備考 1 工事記録、工事写真、その他町長が必要と認める書類を添付してください。

様式第6号（第7条関係）

事業廃止届出書

年 月 日

長沼町長 様

事業者 住所
氏名

印

（法人にあつては事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

長沼町太陽光発電施設の設置に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

施設の名称・設備ID	
事業区域の所在地	
事業廃止予定年月日	年 月 日
廃止後において行う措置	
事業廃止完了予定年月日	年 月 日
その他事項	

様式第7号（第7条関係）

事業廃止完了届出書

年 月 日

長沼町長 様

事業者 住所
氏名

印

（法人にあつては事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

長沼町太陽光発電施設の設置に関する条例第12条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

施設の名称・設備ID	
事業区域の所在地	
事業廃止完了年月日	年 月 日
廃止後において行った措置	
その他事項	

備考 1 事業廃止完了後の写真、その他町長が必要と認める書類を添付してください。

様式第8号(第8条関係)

(表)

第 号
身 分 証 明 書
所 属 職氏名
上記の者は、長沼町太陽光発電施設の設置に関する条例第15条 第1項の規定による立入調査を行う職員であることを証明する。
年 月 日発行
長沼町長 印

(裏)

長沼町太陽光発電施設の設置に関する条例(抜粋)

(立入調査等)

第15条 町長は、この条例の施行に関し必要な限度において、その職員に事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。